

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月25日
【会社名】	コーナン商事株式会社
【英訳名】	KOHNAN SHOJI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 疋田 直太郎
【本店の所在の場所】	堺市西区鳳東町4丁401番地1 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っており ます。)
【電話番号】	072(274)1621(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役・上席執行役員 システム部・経理部・財務部・IR広報室・グループ管理部担当 宮永 俊一郎
【最寄りの連絡場所】	堺市西区鳳東町6丁637番地1
【電話番号】	072(274)1668(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	常務取締役・上席執行役員 システム部・経理部・財務部・IR広報室・グループ管理部担当 宮永 俊一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成30年5月24日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年5月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額862,041,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月25日

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 7,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,500,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、疋田直太郎、宮永俊一郎、加藤高明、榊枝守、田中美博、竹内栄吾、村上文彦、成田幸夫、田端晃、太田垣啓一及び似鳥昭雄を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、西田英治を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

取締役13名（うち社外取締役3名）、監査役5名に対し、総額179百万円（取締役分176,500千円（うち社外取締役分1,500千円）、監査役分2,500千円）の役員賞与を支給する。

第5号議案 疋田耕造氏に対する創業者功労金贈呈の件

退任相談役 疋田耕造氏に対し、取締役在任中の功労に報いるため、創業者功労金として6億円を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	256,970	535	18	(注)1	可決(99.79%)
第2号議案				(注)2	
疋田 直太郎	239,930	17,574	18		可決(93.17%)
宮永 俊一郎	251,896	5,611	18		可決(97.81%)
加藤 高明	251,912	5,595	18		可決(97.82%)
榊枝 守	251,959	5,548	18		可決(97.84%)
田中 美博	252,003	5,504	18		可決(97.86%)
竹内 栄吾	252,005	5,502	18		可決(97.86%)
村上 文彦	252,011	5,496	18		可決(97.86%)
成田 幸夫	251,839	5,668	18		可決(97.79%)
田端 晃	257,002	505	18		可決(99.80%)
太田垣 啓一	256,913	594	18		可決(99.76%)
似鳥 昭雄	237,663	19,841	18		可決(92.29%)
第3号議案	254,229	3,277	18	(注)2	可決(98.72%)
第4号議案	209,148	48,336	18	(注)1	可決(81.22%)
第5号議案	176,100	81,399	18	(注)1	可決(68.38%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上